

平成 30 年 3 月 12 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

介護予防・日常生活支援総合事業における 「国が定める単価」について (情報提供)

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係より都道府県介護保険主管課あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

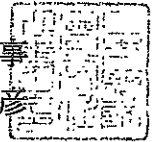
(介 136)

平成 30 年 2 月 20 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について（情報提供）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとされています。

また、介護報酬等につきましては平成30年4月に改定が行われますが、今般、平成30年度以降の総合事業の単価についても加算を創設するなど改正することとなり、今後、地域支援事業実施要綱の改正が行われることとなりますが、今般、厚生労働省担当課より都道府県担当部局宛に情報提供のための事務連絡が発出されました。本会においても入手いたしましたので、ご参考までにご送付させていただきます。

なお、市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定することとなりますが、市町村における検討・準備のための期間を考慮し、単価改正は、平成30年10月1日施行を予定、また、地域区分については、職員の人件費を直接勘案しているものに鑑み、平成30年4月1日施行とする予定とのことです。

敬具